派遣元事業主から派遣先への通知（例）

※　下線部は、改正法施行後（令和２年度）に追加された事項。

※　　　　　部は、記載に関する注意事項であり、通知に記載する内容ではない。

|  |  |
| --- | --- |
| ①　労働者派遣契約に基づき次の者を派遣します。　　（例A）○○○○○　女　　45歳以上60歳未満×××××　男　　60歳未満　（例B）○○○○　　女【a 18歳未満（　歳） 45歳以上60歳未満　c 60歳以上　d aからcまでのいずれにも該当せず】××××　　男【a 18歳未満（　歳）b 45歳以上60歳未満　c 60歳以上　 aからcまでのいずれにも該当せず】②　社会保険・雇用保険の被保険者資格取得届の提出の有無は次のとおりです。 　 健康保険 厚生年金保険 雇用保険 　　○○○○○ 有 　　　　有 　　　　有 　　××××× 無（加入手続中）無（加入手続中）無（加入手続中）　　（理由：現在、必要書類の準備中であり、今月の○日には届出予定）　③　派遣労働者の雇用期間は次のとおりです。○○○○○　　無期雇用×××××　　有期雇用（６箇月契約）　④　派遣労働者の協定対象派遣労働者であるか否かの別（待遇決定方式）は次のとおりです。○○○○○　　協定対象派遣労働者ではない（派遣先均等・均衡方式）×××××　　協定対象派遣労働者ではない（派遣先均等・均衡方式）

|  |
| --- |
| 通知をした後に当該事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を派遣先に通知しなければならない（法第35条第2項）。 |

 |